

福岡県の

# 特定最低賃金

知っておきたいポイント



福岡労働局・労働基準監督署

<http://www.fukuoka.plb.go.jp>



## 福岡県ではどのような特定最低賃金があるのですか？

最低賃金には、地域別最低賃金（福岡県では福岡県最低賃金）と特定最低賃金の2種類ありますが、福岡県の特定最低賃金は、

- 1 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 各種商品小売業最低賃金 ※平成26年度から廃止されています。
- 5 百貨店、総合スーパー最低賃金
- 6 自動車(新車)小売業最低賃金

の6業種が設定されています。



特定最低賃金は、都道府県別に設定されている業種が異なっていますので、上記の6業種の特定最低賃金が他の都道府県にも同じように設けられているわけではありません。また、同一名称の特定最低賃金でも適用される業種の範囲が異なることがありますので、それぞれの特定最低賃金ごとに適用される範囲を確認する必要があります。



## 福岡県では特定最低賃金がいつからあるのですか？

現在の特定最低賃金は、それぞれ発効された順番で並べますと、

- 昭和63年 12月31日から 「福岡県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」 (現在は「福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」)
- 平成2年 3月31日から 「福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」
- 平成2年 6月20日から 「福岡県自動車(新車)小売業最低賃金」
- 平成2年 7月21日から 「福岡県各種商品小売業最低賃金」
- 平成2年 11月5日から 「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」
- 平成16年 12月10日から 「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金」

**注意** 日本標準産業分類の表記方法の変更により、一部当初の発効時と異なっています。

となります。



産業ごとの最低賃金は、それまで設定されていた旧産業別最低賃金（福岡県では、昭和61年時点で、食料品等製造業、繊維産業など10業種）を廃止し、新産業別最低賃金として、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認める場合にその労使の申出により設定されることになり、順次発効されました。その後、平成19年12月5日に公布された最低賃金法の一部を改正する法律により、名称が産業別最低賃金から、特定最低賃金に変更になりました。



質問  
3

## 特定最低賃金はどのように**適用範囲**を 定めているのでしょうか？

特定最低賃金の適用対象業種の範囲は、原則として

### 日本標準産業分類

以下、「産業分類」という

の小分類又は必要に応じ細分類により適用範囲を特定することとなります。

ただし、同種の基幹的労働者を含む2以上の産業を併せて1の特定最低賃金とする場合もあります。



事業所における産業分類を特定する場合に、主としてどのような事業を営んでいるかというところで考えることとなりますが、その場合、その産業がどの産業分類に該当するかによって特定されます。また、特定最低賃金を適用するに当たっては、企業ではなく事業所を単位として考えますので、本社と工場、また、系列の事業所でもそれぞれを独立したものとして捉えて、当該事業所がどの産業分類に該当するかを判断します。産業分類が異なれば適用される最低賃金も異なる場合があります。



質問  
4

## 特定最低賃金の**適用対象となる労働者** 及び**使用者**はどのように定義されるのですか？

特定最低賃金は、特定の産業の労働者とその使用者に適用されますので、

例えば

→ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金であれば、  
福岡県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業  
又は、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)を営む使用者及びその使用者に使用される労働者というように、  
特定の産業の範囲が産業分類の名称を用いて、  
具体的に定められています。

なお、最低賃金法において、

「労働者」とは

職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者ですが、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除きます

「使用者」とは

事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者

と定義されています。



産業分類は、統計調査の結果を特定に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものです。この産業分類は、事業所を適用単位とし、その事業所で行われている主要な経済活動によって産業を決定することになります。なお、主要な経済活動とは、原則として過去1年間の収入額又は販売額の最も多いものですが、例外として従業者の数又は設備によって決定する場合があります。



## 特定最低賃金が適用されるのは基幹的労働者ということですが、この**基幹的労働者**とは何ですか？

基幹的労働者とは、一般的には**当該産業に特有**又は**主要な業務に従事する労働者**ということになりますが、具体的には当該産業の生産工程、労働態様などに即して個別に考えることになっています。

福岡県の特定最低賃金では、基幹的労働者の範囲は業種及び規模、地域間等で多種多様であり、一律にその範囲を決めることはできないため、次のように基幹的労働者とみなされない業務、年齢の労働者を適用除外として規定する方法を取っています。

### 1 年齢による適用除外

### 18歳未満又は65歳以上の者

#### 18歳未満の者



#### 65歳以上の者



### 2 業務による適用除外

#### 雇入れ後一定期間(福岡県では3月又は6月)未満の者であって技能習得中のもの

「技能習得中のもの」は、試用期間と混同される場合がありますが、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいい、この「技能養成」とは職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではありません。



#### 清掃又は片付けの業務など、各産業特有の軽易な業務に主として従事する者

「主として従事する者」は、月間の従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているもの。

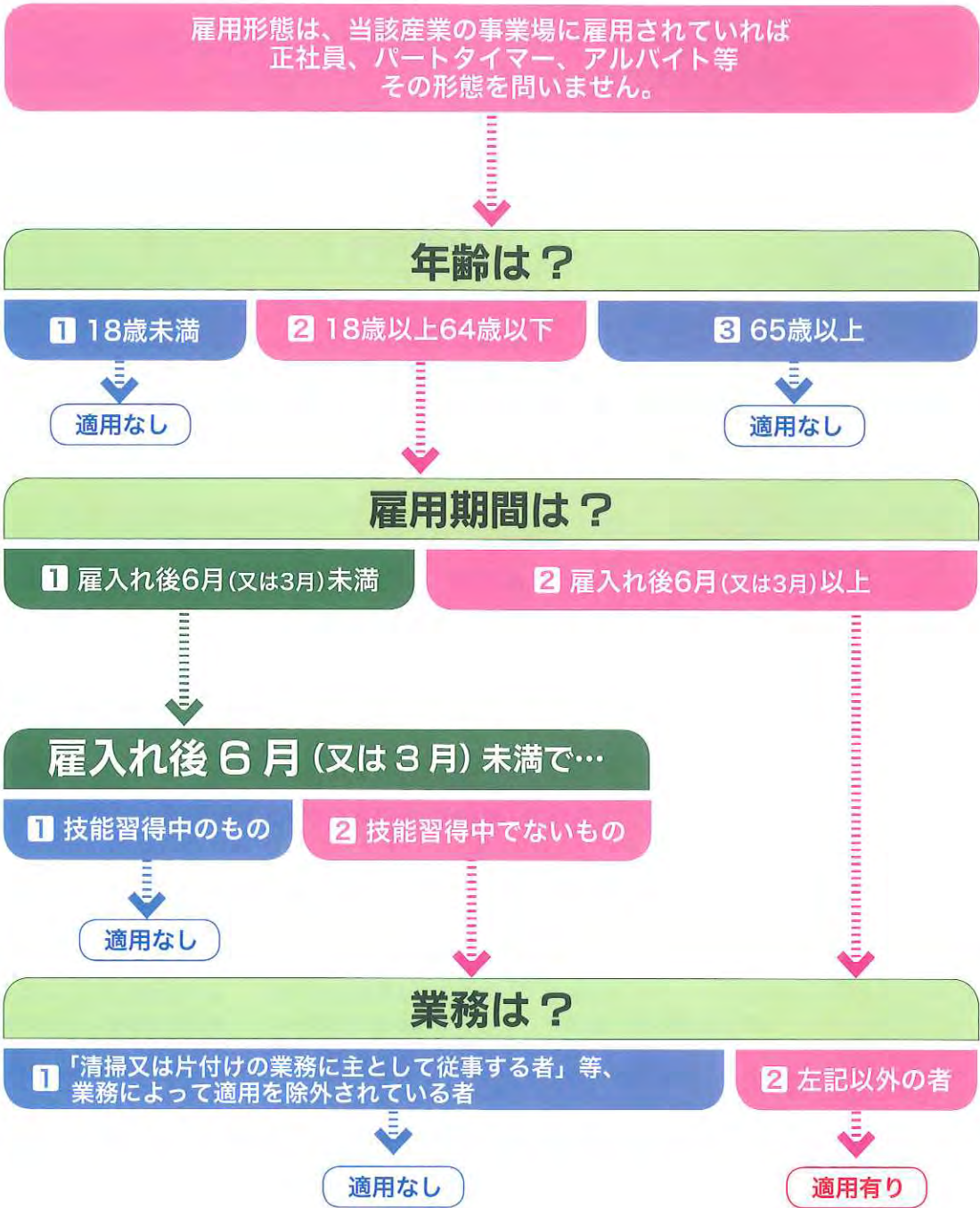


なお、上記の特定最低賃金が適用除外となる労働者には**福岡県最低賃金**が適用されます。



# では、個々の労働者が**特定最低賃金の適用**となるかどうかを判断するには、どのようにすればいいですか？

まず、事業場が特定最低賃金の対象となる場合に、それぞれの特定最低賃金によって若干の相違があるのですが、次の例を参考に判断して下さい。



**【派遣の場合における最低賃金の適用】**  
派遣の場合は、派遣先に適用される最低賃金が派遣労働者にも適用されます。



質問  
7

## 特定最低賃金決定等に関する申出は、 どのように行われるのですか？

現在の特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」により、「地域別最低賃金より高い金額水準の設定の必要性について、関係労使より申出があり最低賃金審議会がその必要性を認めたものについて設定する」とこととされ、申出手続もその中の「運用方針」に示されています。

さて、特定最低賃金の申出は、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が締結されている「労働協約ケース」と事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする「公正競争ケース」に分かれますが、**福岡県では6業種ともに労働協約ケースとなっています。**

### ▶届出は2パターン◀

「労働協約ケース」

「公正競争ケース」

▲福岡県では6業種ともに労働協約ケースです。

「労働協約ケース」

この労働協約ケースとは、

一定の地域(※①)内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1(※②)以上(改正又は廃止に関する申出については概ね3分の1以上)のものが

賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合

又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定め(※③)を含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出によります。

(※①)

「一定の地域」は、社会経済的にみて一つのまとまりのある地域であり、郡部を除く市部のみという例もありましたが、ほとんどのケースは都道府県単位になっています。

(※②)

「2分の1以上」は、当該申出に係る労働協約の適用対象労働者数を最新の事業所・企業統計調査結果等により算出した当該最低賃金の適用を受けるべき労働者数で除して判断します。

(※③)

「賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定め」とは、一つの地域において同種の基幹的労働者に係る賃金の最低額についての定めがある労働協約が事業所ごとに締結されており、その最低額の内容が同一であるものをいいます。また、賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これらの賃金の最低額のうち最も低い金額をもって共通の最低額とみなします。

なお、申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を2部提出することによって行われます(最低賃金法施行規則第11条の4)。

- ① 申出を行うものが代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ② 当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③ 当該特定最低賃金の件名
- ④ 申出の内容
- ⑤ 申出の理由

MEMO

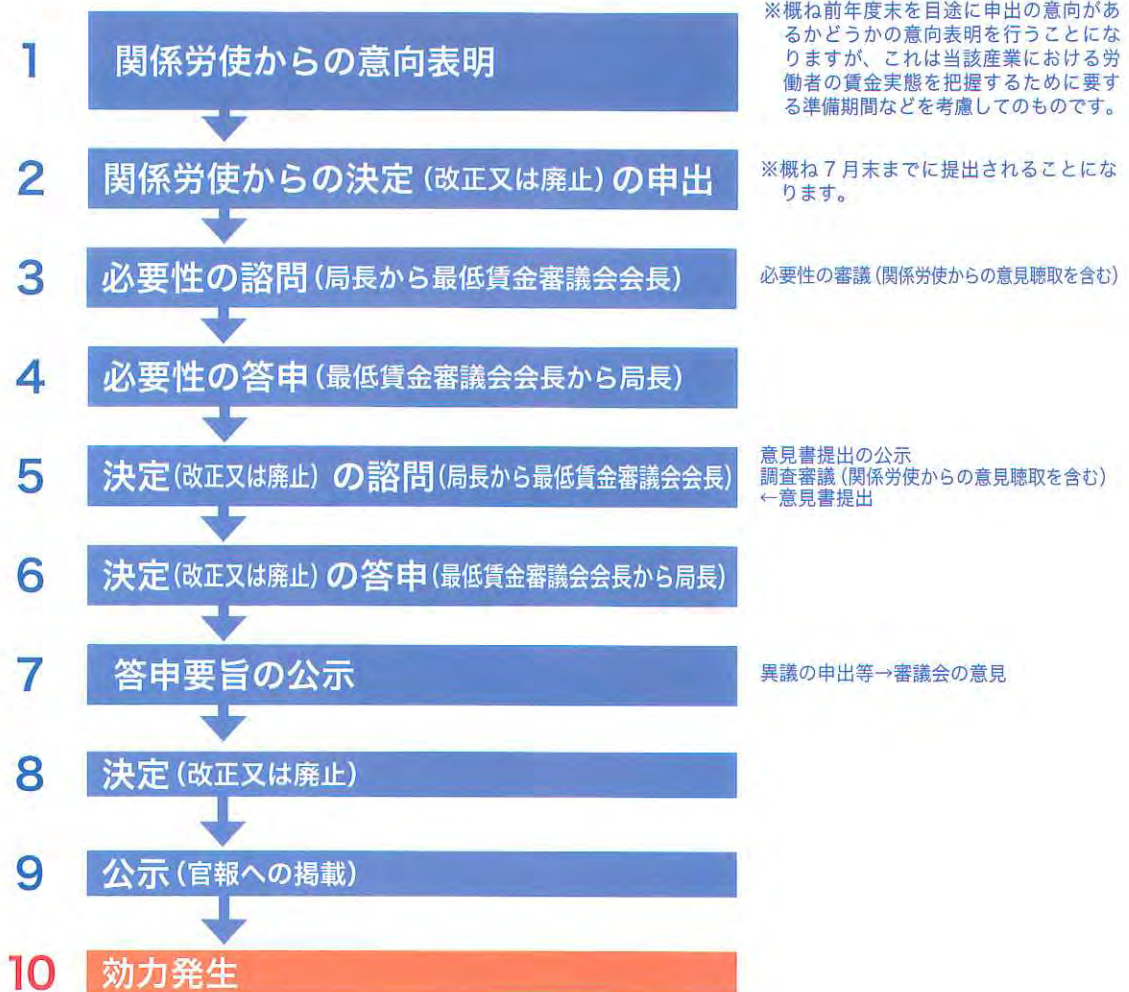


質問  
**8**

# 特定最低賃金は、 どのように決定（改正又は廃止）

## されるのですか？

以下の手順により特定最低賃金が決定されます。



### 日本標準産業分類

日本標準産業分類は、大分類 20、中文類 99、小分類 529、細分類 1,455 に分かれており、事業所は以下のいずれかの産業分類に該当することになります。

●福岡県では、赤字の産業分類で特定最低賃金が設けられています。

**A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業**

**E 製造業** (09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、**22 鉄鋼業**、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、**28 電子部品・デバイス・電子回路製造業**、**29 電気機械器具製造業**、**30 情報通信機械器具製造業**、**31 輸送用機械器具製造業**、32 その他の製造業)

**F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業**

**I 卸売業、小売業** **56 各種商品小売業** (561 百貨店・総合スーパー、569 その他の各種商品小売業)、  
(卸売業は省略し、以下小売業のみ) **57 織物・衣服・身の回り品小売業**、**58 飲食料品小売業**、**59 機械器具小売業** (5911 自動車(新車)小売業のみ)、  
**60 その他の小売業**、**61 無店舗小売業**

**J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業**

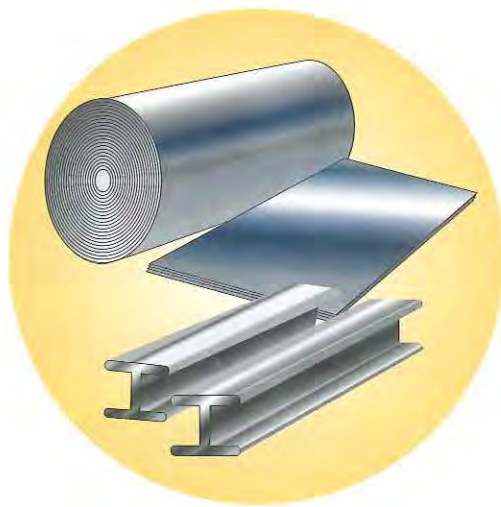
**N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉**

**Q 複合サービス事業 R サービス業**(他に分類されないもの) **S 公務**(他に分類されるものを除く)

**T 分類不能の産業**

福岡県  
製鉄業  
製鋼・製鋼圧延業  
鋼材製造業

最低賃金



質問  
1

どのような**使用者**に適用されますか？

福岡県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)を営む使用者に適用されます。



質問  
2

どのような**労働者**に適用されますか？

福岡県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)を営む使用者に使用される労働者に適用されます。ただし、次に掲げる者は除かれ、福岡県最低賃金の適用を受けることとなります。

適用されない  
労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者





質問  
3

## 具体的にどのような産業が適用になるのですか？

産業分類でみますと、**E22 鉄鋼業**（鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される）の中で、特定最低賃金が適用になるものと適用にならないものに分かれます。

### 適用になるもの

- 製鉄業 (E221)
    - 高炉による製鉄業 (2211)
    - 高炉によらない製鉄業 (2212)
    - フェロアロイ製造業 (2213)
  - 製鋼・製鋼圧延業 (E222)
    - 製鋼・製鋼圧延業 (2221)
  - 製鋼を行わない鋼材製造業  
(表面処理鋼材を除く) (E223)
    - 熱間圧延業  
(鋼管、伸鉄を除く) (2231)
    - 冷間圧延業  
(鋼管、伸鉄を除く) (2232)
    - 冷間ロール成型形鋼製造業 (2233)
    - 鋼管製造業 (2234)
    - 伸鉄業 (2235)
    - 磨棒鋼製造業 (2236)
    - 引抜鋼管製造業 (2237)
    - 伸線業 (2238)
    - その他の製鋼を行わない鋼材製造業  
(表面処理鋼材を除く) (2239)
- 上記に関する
- 管理、補助的経済活動を行う事業所  
(22 鉄鋼業) (E220) (2200) (2209)

**注** (E22)、(E221)、(2211)等は、日本標準産業分類における産業分類番号です。ここで、Eが大分類、(E22)が中分類、(E221)が小分類、(2211)が細分類になります。

- 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業である純粋持株会社 (L7282)

### 適用にならないもの

- 表面処理鋼材製造業 (E224)
  - 亜鉛鉄板製造業 (2241)
  - その他の表面処理鋼材製造業 (2249)
- 鉄素形材製造業 (E225)
  - 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) (2251)
  - 可鍛鋳鉄製造業 (2252)
  - 鋳鋼製造業 (2253)
  - 鍛工品製造業 (2254)
  - 鍛鋼製造業 (2255)
- その他の鉄鋼業 (E229)
  - 鉄鋼シャースリット業 (2291)
  - 鉄スクラップ加工処理業 (2292)
  - 鋳鉄管製造業 (2293)
  - 他に分類されない鉄鋼業 (2299)

上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所  
(22 製鋼業) (E220) (2200) (2209)



質問  
4

## 非鉄金属を製造する事業は適用があるのですか？

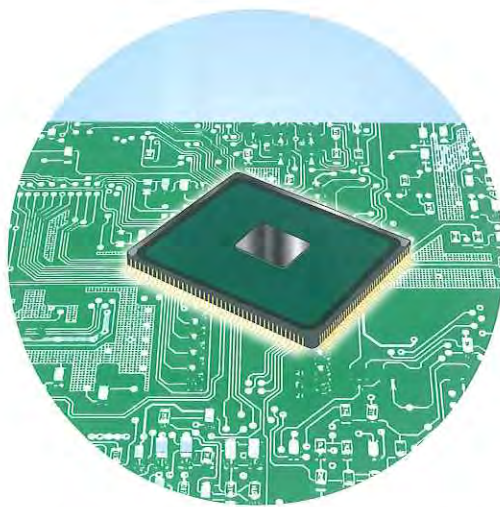
類似する産業分類として、非鉄金属を製造する **E23 非鉄金属製造業**、金属製品を製造する **E24 金属製品製造業**があり、それぞれ特定最低賃金が設けられている府県もあります。福岡県では設けられていないため特定最低賃金の適用はありません。

また、〇〇製鉄株式会社〇〇工場ということで一つの事業場として考える場合は工場全体で産業分類を特定することとなりますが、分社化等により各事業部門ごとに事業場の単位が分かれた場合、例えば、**当該事業場が産業廃棄物の処理を業として行っている場合は産業廃棄物処理業(R88)**に分類されるなど、鉄鋼業の事業場の敷地内にあっても特定最低賃金が適用されない場合があります。

福岡県

# 電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具 情報通信機械器具製造業

最低賃金



どのような**使用者**に適用されますか？

福岡県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業を営む使用者に適用されます。



どのような**労働者**に適用されますか？

福岡県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者に適用されます。ただし、次(次ページ)に掲げる者は除かれ、福岡県最低賃金の適用を受けることとなります。

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - ア 清掃又は片付けの業務
  - イ 手工具又は小型動力機(注 1) を用いて行う業務のうち
    - A 組線、かしめ(注 2)、取付け(注 3) 又は巻線の業務
    - B バリ取り(注 4)、かえり取り(注 5) 又は鑄ばり取り(注 6) の業務  
(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)
  - ウ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

## MEMO

適用除外については、裏表紙をご参照ください。

(注 1) 「小型動力機」とは、簡単な加工作業を行う機械を想定したものであり、小型電動工具（電気グラインダ、電気ドライバ等）などをいう。

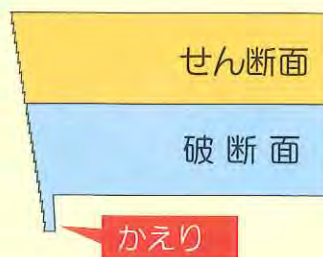
(注 2) 「かしめ」とは、部品と部品を結合する際の結合方法で、部品どうしを合わせて穴をあけ、そこへリベットなどを用いて結合すること。

(注 3) 「取付け」とは、電気機器の部品を機器に、あるいは部品どうしを合体又は取り込むこと。取付けの態様は、挿入、ネジどめなどがあること。

(注 4) 「バリ取り」とは、部品の突起物を除去すること。

(注 5) 「かえり取り」とは、せん断加工の際、切り口の破断面側に発生する小突起物を除去すること。

(注 6) 「鑄ばり取り」とは、金型の分割面、中子の合わせ部分の隙間に発生する製品から余分に張り出した薄い金属片を除去すること。





質問  
3

## 具体的にどのような産業が適用になるのですか？

産業分類で見ますと、E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、E29 電気機械器具製造業、E30 情報通信機械器具製造業の3つの中分類が適用となります。具体的には、主として次に該当する事業場ということになります。

### 適用になるもの

#### ① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28)

主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類されます。

##### ● 電子デバイス製造業 (E281)

- 電子管製造業 (2811)
- 光電変換素子製造業 (2812)
- 半導体素子製造業 (光電変換素子を除く) (2813)
- 集積回路製造業 (2814)
- 液晶パネル・フラットパネル製造業 (2815)

##### ● 電子部品製造業 (E282)

- 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 (2821)
- 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 (2822)
- コネクタ・スイッチ・リレー製造業 (2823)

##### ● 記録メディア製造業 (E283)

- 半導体メモリメディア製造業 (2831)
- 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 (2832)

##### ● 電子回路製造業 (E284)

- 電子回路基板製造業 (2841)
- 電子回路実装基板製造業 (2842)

##### ● ユニット部品製造業 (E285)

- 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 (2851)
- その他のユニット部品製造業 (2859)

##### ● その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E289)

- その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2899)

上記に関する

##### ● 管理、補助的経済活動を行う事業所

(28 電子部品・デバイス・電子回路製造業) (E280) (2800) (2809)

**注** (E28)、(E281)、(2811)等は日本標準産業分類における産業分類番号です。  
ここで、Eが大分類、(E28)が中分類、(E281)が小分類、(2811)が細分類になります。

### 適用になるもの

#### ② 電気機械器具製造業 (E29)

電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類されます。

##### ● 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 (E291)

- 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 (2911)
- 変圧器類製造業 (電子機器用を除く) (2912)
- 電力開閉装置製造業 (2913)
- 配電盤・電力制御装置製造業 (2914)
- 配線器具・配線附属品製造業 (2915)

##### ● 産業用電気機械器具製造業 (E292)

- 電気溶接機製造業 (2921)
- 内燃機関電装品製造業 (2922)
- その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用、船舶用を含む) (2929)

##### ● 民生用電気機械器具製造業 (E293)

- ちゅう房機器製造業 (2931)
- 空調・住宅関連機器製造業 (2932)
- 衣料衛生関連機器製造業 (2933)
- その他の民生用電気機械器具製造業 (2939)

●電球・電気照明器具製造業 (E294)

- 電球製造業 (2941) ●電気照明器具製造業 (2942)

●電池製造業 (E295)

- 蓄電池製造業 (2951) ●一次電池 (乾電池、湿電池)製造業 (2952)

●電子応用装置製造業 (E296)

- X線装置製造業 (2961) ●医療用電子応用装置製造業 (2962)  
●その他の電子応用装置製造業 (2969)

●電気計測器製造業 (E297)

- 電気計測器製造業 (2971) ●工業計器製造業 (2972) ●医療用計測器製造業 (2973)

●その他の電気機械器具製造業 (E299)

- その他の電気機械器具製造業 (2999)

上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所 (29 電気機械器具製造業)  
(E290) (2900) (2909)

## 適用になるもの

### ③情報通信機械器具製造業 (E30)

通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類されます。

●通信機械器具・同関連機械器具製造業 (E301)

- 有線通信機械器具製造業 (3011) ●携帯電話機・PHS 電話機製造業 (3012)  
●無線通信機械器具製造業 (3013) ●ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 (3014)  
●交通信号保安装置製造業 (3015) ●その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 (3019)

●映像・音響機械器具製造業 (E302)

- ビデオ機器製造業 (3021) ●デジタルカメラ製造業 (3022)  
●電気音響機械器具製造業 (3023)

●電子計算機・同附属装置製造業 (E303)

- 電子計算機製造業 (パーソナルコンピュータを除く) (3031)  
●パーソナルコンピュータ製造業 (3032) ●外部記憶装置製造業 (3033)  
●印刷装置製造業 (3034) ●表示装置製造業 (3035) ●その他の附属装置製造業 (3039)

上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所 (30 情報通信機械器具製造業)  
(E300) (3000) (3009)

- 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業である純粋持株会社 (L7282)



質問

4

## 電卓やテレビゲーム機を製造する事業などは適用があるのですか？

産業分類が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業のいずれかに該当しなければ、特定最低賃金の適用がないのですが、以下のように混同しやすい例があります。

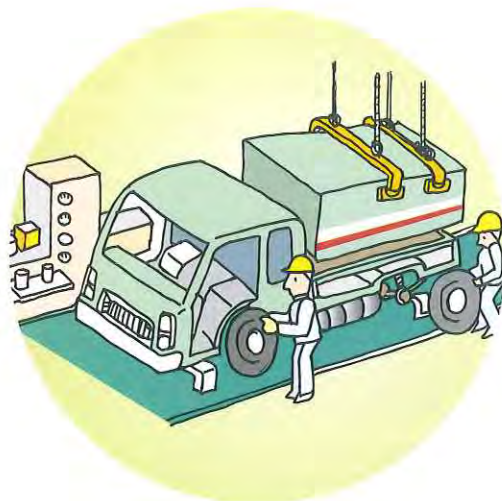
例えば、電卓はその他の事務用機械器具製造業(2719)、家庭用ミシン製造業は縫製機械製造業(2635)に、電子体温計はその他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(2739)に、家庭用テレビゲーム機製造業は娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)(3251)に分類されることなど、類似のものでも他の産業分類に該当するものは適用されないということになります。

また、産業分類のいずれに該当するかという場合に、最終的にできあがる製品では判断していません。例えば、冷蔵庫の内装用品などのプラスチック製品を製造する事業所は工業用プラスチック製品製造業 (E183) に分類されるなど、電気機械器具製造業に関連する協力会社でも他の産業分類に該当し、適用されないことがありますので注意が必要です。

## 福岡県

# 輸送用機械器具 製造業

### 最低賃金



質問

1

どのような**使用者**に適用されますか？

福岡県の区域内で輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)を営む使用者に適用されます。



質問

2

どのような**労働者**に適用されますか？

福岡県の区域内で輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)を営む使用者に使用される労働者に適用されます。ただし、次に掲げる者は除かれ、福岡県最低賃金の適用を受けることとなります。

適用されない  
労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者



質問  
3

## 具体的にどのような産業が適用になるのですか？

産業分類でみますと、**E31 輸送用機械器具製造業**（輸送用機械器具を製造する事業所が分類される）の中で、特定最低賃金が適用になるものと適用にならないものに分かれます。

### 適用になるもの

- 自動車・同附属品製造業 (E311)
  - 自動車製造業(二輪自動車を含む)(3111)
  - 自動車車体・付随車製造業 (3112)
  - 自動車部分品・附属品製造業 (3113)
- 鉄道車両・同部分品製造業 (E312)
  - 鉄道車両製造業 (3121)
  - 鉄道車両用部分品製造業 (3122)
- 航空機・同附属品製造業 (E314)
  - 航空機製造業 (3141)
  - 航空機用原動機製造業 (3142)
  - その他の航空機部分品・補助装置製造業 (3149)
- 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (E315)
  - フォークリフトトラック・同部分品附属品製造業 (3151)
  - その他の産業用運搬車両・同部分品附属品製造業 (3159)
- その他の輸送用機械器具製造業 (E319)
  - 他に分類されない輸送用機械器具製造業 (3199) に限る。

#### 上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業) (E310) (3100) (3109)

**注** (E31)、(E311)、(3111)等は、日本標準産業分類における産業分類番号です。ここで、Eが大分類、(E31)が中分類、(E311)が小分類、(3111)が細分類になります。

- 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業である純粋持株会社 (L7282)

### 適用にならないもの

- 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (E313)
  - 船舶製造・修理業 (3131)
  - 船体ブロック製造業 (3132)
  - 舟艇製造・修理業 (3133)
  - 船用機関製造業 (3134)
- その他の輸送用機械器具製造業 (E319)
  - 自転車・同部分品製造業 (3191) に限る。

#### 上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業) (E310) (3100) (3109)



質問  
4

## タイヤやフロントガラスなどの自動車部品を製造している事業場も適用がありますか？

自動車を構成する部分品・附属品を製造していても適用にならない例があります。例えば、タイヤは自動車タイヤ・チューブ製造業 (1911)に、フロントガラスなど自動車用ガラス製造業は板ガラス加工業 (2112)に、自動車用のプレス加工金属製品製造は金属素形材製品製造業 (E245)に、建設用ショベルトラック製造は建設機械・鉱山機械製造業 (2621)に分類されるなど、類似のものでも他の産業分類に該当するものは適用されないということになります。

## 福岡県

# 百貨店、総合スーパー 各種商品小売業

### 最低賃金



1

どのような**使用者**に適用されますか？

福岡県の区域内で各種商品小売業を営む使用者に適用されます。このうち常時50人以上の労働者を使用する使用者については、「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されます。



質問

2

どのような**労働者**に適用されますか？

福岡県の区域内で各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者に適用されます。このうち常時50人以上の労働者を使用する事業場に勤務する労働者については、「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されます。ただし、次に掲げる者は除かれ、福岡県最低賃金の適用を受けることになります。

適用されない  
労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者





質問  
3

## 具体的にどのような産業が適用になるのですか？

産業分類でみますと、各種商品小売業が適用になります。

### 適用になるもの

#### ●各種商品小売業 (156)

衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類されます。

**1561 (百貨店、総合スーパー) → 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金**

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

**1569 (その他の各種商品小売業) → 福岡県各種商品小売業最低賃金**

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

管理、補助的経済活動を行う事業所 (1560) (5600) (5608) (5609) については、1561、1569 のあてはまる方の最低賃金が適用されます。

**注** (156)、(1561)等は、日本標準産業分類における産業分類番号です。ここで、1が大分類、(156)が中分類、(1561)が小分類になります。

#### ●管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業である純粋持株会社 (L7282)

※ 百貨店、総合スーパーに勤務する労働者は、「各種商品小売業最低賃金」と「百貨店、総合スーパー最低賃金」の両方の適用を受けるのですが、最低賃金法第6条第1項により金額が高い方の最低賃金が適用になり、結果的に、「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されることとなります。



質問  
4

## 食料品スーパーやコンビニエンスストアなどは適用になるのですか？

産業分類が各種商品小売業に該当しなければ、特定最低賃金の適用がありません。

衣、食、住とは、「衣」は織物・衣服・身の回り品小売業(157)、「食」は飲食料品小売業(158)、「住」はその他の小売業(160)などで、主としてそれぞれの小売を行っていれば、それぞれの産業分類に分類されますので、特定最低賃金の適用がなくなります。

例えば、食料品スーパーは各種食料品小売業(5811)に分類されますが、コンビニエンスストア(5891)とともに各種商品小売業と混同されやすい面があります。また、リサイクルショップなどでも食料品も扱う場合がありますが、中古品小売業(6098)に該当することになります。

また、例えば百貨店といっても、その敷地や建物内のすべての事業所が適用となるのではなく、特定の商品を販売する専門店が出店している場合(例えば、百貨店の中に出店した専門店や特定の商品の小売店舗など)はその販売品目に該当する小売業になります。



#### 参考 コンビニエンスストア(5891)

主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。

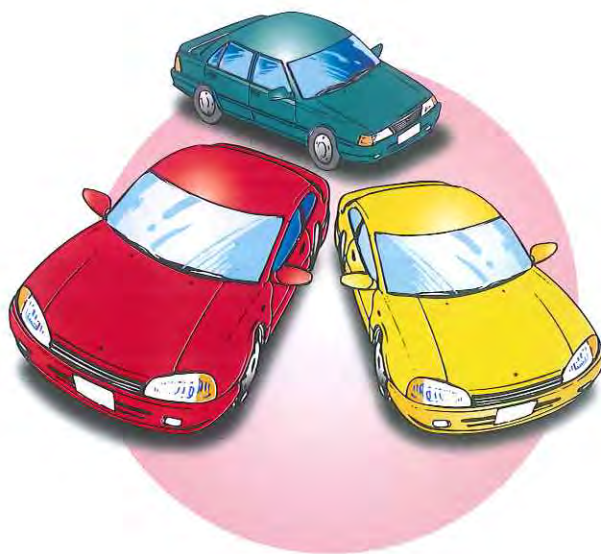


**注** 小売業は、主として、①個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの、②産業用使用者に少量又は少額の商品を販売するものと定義され、取扱う商品によって分類される場合と〇〇店などのように通常の呼称によって分類される場合があります。

福岡県

# 自動車(新車) 小売業

最低賃金



質問

1

どのような**使用者**に適用されますか？

福岡県の区域内で自動車(新車)小売業を営む使用者に適用されます。



質問

2

どのような**労働者**に適用されますか？

福岡県の区域内で自動車(新車)小売業を営む使用者に使用される労働者に適用されます。ただし、次に掲げる者は除かれ、福岡県最低賃金の適用を受けることとなります。

適用されない  
労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者



質問

3

## 具体的にどのような産業が適用になるのですか？

産業分類で見ますと、I(卸売業、小売業)の中分類のI59(機械器具小売業)の小分類であるI591(自動車小売業)の中の細分類である**I5911(自動車(新車)小売業)のみが適用対象**となり、それ以外はすべて除かれます。

### 適用になるもの

- 自動車小売業 (I591)  
自動車(新車)小売業(5911)に限る。  
主として自動車(新車)を小売する事業所
- 管理、補助的経済活動を行う事業所  
(59 機械器具小売業) (I590)  
(5900) (5908) (5909)

上記に関する

(I59)、(I591)、(5911)等は、日本標準産業分類における産業分類番号です。ここで、Iが大分類、(I59)が中分類、(I591)が小分類、(5911)が細分類になります。

- 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業である純粋持株会社 (L7282)

### 適用にならないもの

- 自動車小売業 (I591)
  - 中古自動車小売業 (5912)  
中古自動車を小売する事業所
  - 自動車部分品・附属品小売業 (5913)  
自動車の部分品及び附属品を小売する事業所
  - 二輪自動車小売業  
(原動機付自転車を含む) (5914)  
二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品、附属品を小売する事業所
- 自転車小売業 (I592)
  - 自転車小売業 (5921)  
自転車及びその部分品、附属品を小売する事業所

上記に関する

- 管理、補助的経済活動を行う事業所  
(59 機械器具小売業) (I590)  
(5900) (5908) (5909)



質問

4

## 自動車(新車)の販売もしているが、主として自動車整備・修理を行っている事業は、適用になるのですか？

産業分類が自動車(新車)小売業に該当しなければ、特定最低賃金の適用はないのですが、自動車整備・修理を自動車の販売に付随するサービスとして行っている場合もあります。その場合には、主として販売を行っているのか、自動車整備・修理を行っているのかによって産業分類が異なってきます。

例えば、自動車整備・修理を主として行っていれば、

- 自動車整備業 (R891)  
自動車一般整備業 (8911)  
↳自動車(新車)の整備修理を総合的に行う事業所をいう。
- その他の自動車整備業 (8919)  
↳主として自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行う事業所をいう。

に分類されることとなりますので、自動車(新車)小売業最低賃金の適用はありません。

# 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金適用除外について

次の労働者には、**特定最低賃金**ではなく  
**福岡県最低賃金（地域別最低賃金）**が適用されます！

▶ 18歳未満の者



▶ 65歳以上の者



▶ 雇入れ後6月末満の者であって、**技能習得中**のもの



▶ 次に掲げる業務に主として（月間総労働時間の半分以上）従事

▶ 清掃又は片付けの業務



▶ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、  
材料の送給又は取り揃えの業務



▶ 手工具又は  
小型動力機を  
用いて行う  
業務のうち、



組線の業務



かしめの業務



取付けの業務



巻線の業務

手工具



小型動力機



手持式



可搬型  
又は卓上型



バリ取り、かえり取り又は錆取りの業務

ただし、流れ作業の中で  
行う業務は特定最低賃金が  
適用されます。

▶ 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課、又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

## 福岡労働局 労働基準部 賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092 - 411 - 4578 FAX092 - 411 - 2633